

令和4年度熊本市公債管理会計予算

令和4年度熊本市の公債管理会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ53,088,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

熊 本 市 長 大 西 一 史

第 1 表 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入		
款	項	金 額
10 財産収入		60,100
	10 財産運用収入	60,100
20 繰入金		38,840,200
	10 他会計繰入金	35,974,500
	20 基金繰入金	2,865,700
30 市 債		14,187,800
	10 市 債	14,187,800
歳 入 合 計		53,088,100

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	14,187,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合 は、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率	政府資金について は、その融資条件に より、銀行その他の 場合にはその債権者 と協定するところ による。ただし市財 政の都合により繰上 げ償還することがあ る。
計	14,187,800			